



あなたの事業所の  
産廃処理は適切に  
行われていますか

電子の目が産廃の流れを追跡、監視する！

# 電子マニフェストを はじめよう



マニフェスト制度とは

排出事業者がその処理を委託した産業廃棄物の処理状況を自ら把握し、  
不法投棄等の不適正処理を未然に防止するための制度



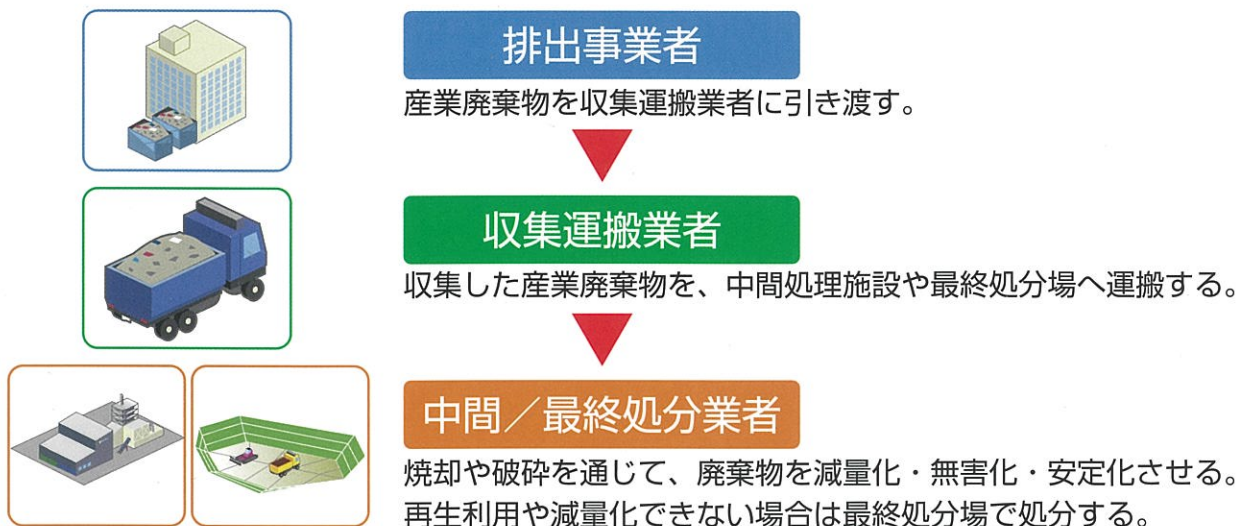
# 「水と緑の国…美しい日本。 その環境を守ることは 私たちの大切な使命です」

「廃棄物を適正に処理する」という排出事業者の責任は法的な義務であるとともに、社会的責任です。

## 産業廃棄物の現状

事業者が事業活動に伴って排出する産業廃棄物の総排出量は年間約4億トン（東京ドーム約300杯分）。

### ●産業廃棄物の処理の流れ



### ●排出事業者責任

「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」（廃棄物処理法 第3条）

#### ■不法投棄は、産業廃棄物の大きな問題です。

不法投棄した事業者には、罰金及び懲役等が科せられ、さらに自治体によって、原状回復を命令されることがあります。

廃棄物の処理を処理業者に委託した場合でも、その責任が排出事業者からなくなることはありません。

委託した処理業者が不法投棄をした場合、直接投棄した処理業者に原状回復能力がないと、排出事業者が責任を追及されることになります。

#### ■廃棄物の処理状況を常にチェックしましょう。

廃棄物の処理を委託する場合、信頼できる業者に委託するとともに、処理状況を確認することが大切です。

電子マニフェストは容易に処理状況を確認することができます。

#### ■優良産廃処理業者認定制度を活用

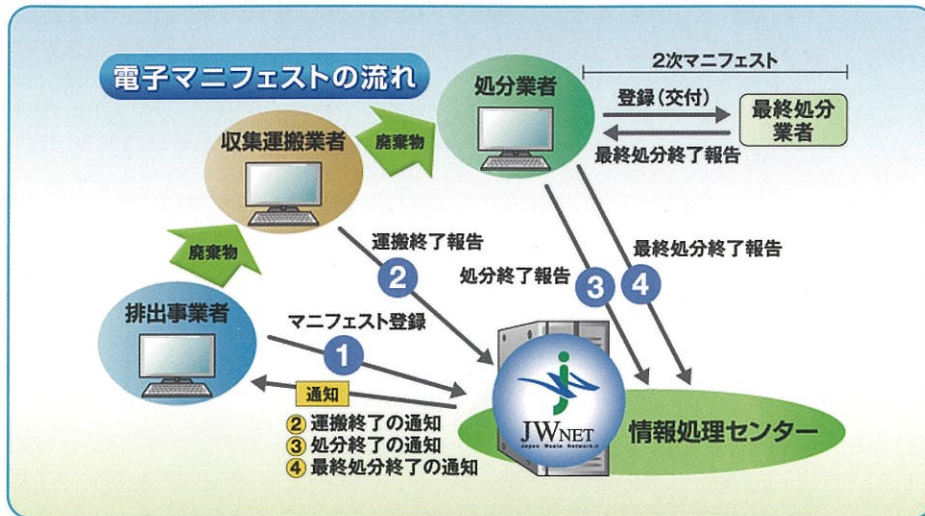
優良認定等された処理業者は必ず電子マニフェストに対応しています。



**排出事業者責任を果たすためのツール、それが『電子マニフェスト』です。**



# 電子マニフェストの流れ



1

産業廃棄物を引き渡したあと、排出事業者は、電子マニフェストを登録します。その情報は、収集運搬業者、処分業者に即座に伝わります。



2

そして収集運搬業者は、運搬が終了したあと、運搬終了報告をします。



3 4

同様に処分業者も、処分が終了したら処分終了報告をします。2次マニフェストがある場合には、最終処分を確認したあと、最終処分終了報告をします。



3者が常に  
把握・確認できる

これらの産業廃棄物処理に関する情報が、電子マニフェストを通じて、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者で共有されることにより、排出事業者は、廃棄物が適正に処理されたことを確認することができます。



# 電子 manifests の メリット

## 1) 操作が簡単で手間がかかりません



入力したマニフェスト情報は、クリックひとつで情報処理センターに送信。紙マニフェストの場合の手書きの手間、印刷の手間等が、大幅に軽減されます。



マニフェスト情報は全て情報処理センターに電子データとして保存されるため、自社で紙マニフェストを保存する手間や保管スペースの確保が不要となります。



運搬・処分終了報告の確認も画面を呼び出すだけです。毎年、自治体に提出する産業廃棄物管理票交付等状況報告も不要となります。(情報処理センターが集計・報告します。)

## 2) 法令遵守



マニフェストには廃棄物処理法で記載が必要な項目が定められています。

電子マニフェストでは、必須項目の入力がないと先の画面に進むことができないため、記載漏れが起りません。また、法定の期限が近づいても終了報告がない場合には、排出事業者には通知が届きますので、確認漏れを防ぐことができます。

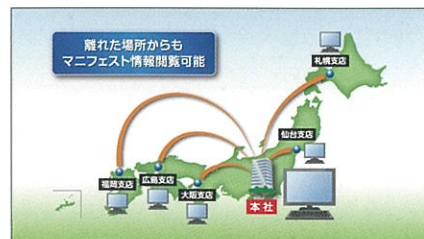
## 3) データの透明性



マニフェスト情報は、第三者である情報処理センターが過去5年分を管理・保存しており、セキュリティ対策も万全を期しています。



処理状況は排出、収集、処分の3者が常に把握・確認することができるため、間違いも見つけやすく、修正や取消をする際には、お互いの承認が必要となりますので、1社だけでデータの修正・取消をしてしまうことはありません。



本社・支店など、産業廃棄物の排出場所と離れた場所からもマニフェスト情報を閲覧・確認することが可能です。



# 電子マニフェストと

# 紙マニフェストの運用比較

電子マニフェストと紙マニフェストでは運用に違いがあります。  
電子マニフェストでは事務処理が合理化され、事務作業削減につながります。

## ●電子マニフェストと紙マニフェストの運用比較

	項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
排出事業者	マニフェストの 交付・登録	廃棄物を収集運搬業者、または処分業者に引渡した日から3日以内（土日・祝日及び年末年始を含めない）にマニフェスト情報を情報処理センターに登録 ※3日以内とは、廃棄物を引渡した日を含めない（以下同様）	廃棄物を収集運搬業者、または処分業者に引渡しと同時にマニフェストを交付
	処理終了確認	情報処理センターからの運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告の通知（電子メール等）により確認	①運搬終了報告：B2票とA票を照合して確認 ②処分終了報告：D票とA票を照合して確認 ③最終処分終了報告：E票とA票を照合して確認
	マニフェストの保存	マニフェストの保存が不要（情報処理センターが保存、5年分は常時確認可能）	①交付したマニフェストA票を5年間保存 ②収集運搬業者および処理業者より送付されたB2票、D票、E票を5年間保存
	産業廃棄物管理票 交付等状況報告	情報処理センターが都道府県・政令市に報告するため、報告が不要	都道府県・政令市に自ら報告
収集運搬業者	運搬終了報告	運搬終了日から3日以内（土日・祝日及び年末年始を含めない）に、必要事項を入力して情報処理センターに報告	運搬終了日から10日以内に、必要事項を記載したB2票を排出事業者へ送付
	マニフェストの保存	マニフェストの保存が不要（情報処理センターが保存、5年分は常時確認可能）	処分業者より送付されたC2票を5年間保存
処分業者	処分終了報告	処分終了日から3日以内（土日・祝日及び年末年始を含めない）に、必要事項を入力して情報処理センターに報告	処分終了日から10日以内に、必要事項を記載したC2票を収集運搬業者、D票・E票を排出事業者へ送付
	マニフェストの保存	マニフェストの保存が不要（情報処理センターが保存、5年分は常時確認可能）	C1票を5年間保存